

昭和村長選挙 および 昭和村議会議員補欠選挙

告示 5月14日(火)

投票日 5月19日(日)

任期満了に伴う昭和村村長選挙および議員辞職による昭和村議会議員補欠選挙の投開票が行われます。私たちの暮らしにかかわる大切な選挙の投票に行きましょう。

▶問合せ 昭和村選挙管理委員会(総務課内) ☎ 25-3451

立候補者説明会

4月25日(木) 午後1:30~

昭和村役場・302会議室

選挙に立候補されるか検討中の人には、立候補に伴う説明会を行いますのでご出席ください。

投票できる人

満18歳以上(平成18年5月20日以前に生まれた人)で、令和6年2月13日までに転入手続きをし、村内の住民基本台帳に登録のある人が投票できます。

投票所入場券をお忘れなく

白色の封筒に入った入場券が郵送で届きます。入場券を必ず持って投票にいきましょう。入場券がない、または届かない場合は、村選挙管理委員会へお問合せください。なお、入場券配布後に村外に転出した人は投票できません。

投票所および投票時間

投票所		投票時間
第1投票所	昭和村地域活性化センター	午前7:00~午後6:00
第2投票所	入原住民センター※	午前7:00~午後6:00
第3投票所	永井住民センター	午前7:00~午後5:00
第4投票所	赤城原区民館	午前7:00~午後5:00
第5投票所	昭和村保健センター	午前7:00~午後6:00
第6投票所	貝野瀬構造改善センター	午前7:00~午後6:00
第7投票所	大河原住民センター	午前7:00~午後5:00
第8投票所	生越住民センター	午前7:00~午後5:00

※建て替えにより入原住民センターに変更になりました。

開票

5月19日(日) 午後7:00~

昭和村役場・302会議室

観覧を希望される方は当日観覧人名簿に記入することで、観覧できます。

期日前投票

5月15日(水)~5月18日(土)

午前8:30~午後8:00

昭和村役場内・期日前投票所

投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票できない方は期日前投票をしましょう。

不在者投票

長期出張や入院などで投票所に行けない場合に、住所地以外の市区町村や指定された病院、老人福祉施設などでは投票が行えます。

政治家の寄付は禁止
有権者が求めることも
禁止されています

政治家が選挙区内の人にお金や物を送ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めるのも禁止されています。政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄付禁止のルールを守りましょう。

低所得世帯などに対する

物価高騰対策給付金を支給します

▶問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 25-3285

村では、物価高騰による家庭への負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)および、低所得の子育て世帯に対して必要な支援を行うため、給付金を支給します。

支給対象世帯(①または②のいずれか)

①住民税均等割のみ課税世帯

支給額 1世帯あたり10万円

対象世帯

令和5年12月1日時点で、昭和村に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯。または、住民税非課税者と均等割課税者で構成されている世帯。(世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は対象外)

②低所得の子育て世帯【加算給付】

支給額 1児童あたり5万円

対象児童

物価高騰対策給付金(本給付金①)および今年度実施した価格高騰重点支援給付金(7万円給付金)の給付対象者と令和5年12月1日時点で同一世帯となっている18歳以下の児童。

※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童
(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

給付金の申請方法

- ◆対象と思われる世帯には、3月中旬以降に役場から確認書が届きます。必要事項を記入し返送してください。
- ◆確認書に印字された口座以外への振り込みを希望する場合や口座欄が空欄の場合は本人確認書類と口座が確認できる書類を添付してください。
- ◆給付金の支給前に、村から支給決定通知書を発送します。

不明点や詳細はお問合せください。



給付金詐欺にご注意を!

「物価高騰対策給付金」の"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

- 役場職員がお電話で口座番号や個人番号をお尋ねすることはありません。
- 給付金の支給にあたり、手数料を求めるることは絶対にありません。

支給対象となる世帯

①

世帯全員が
「住民税均等割のみ課税」世帯
または
「住民税均等割課税と非課税」の混合世帯



1世帯あたり10万円
確認書が届きます

要返送

令和5年12月1日時点で、昭和村に住民登録がある方に確認書が届きます。



対象外

※非課税者のみの世帯
は対象外です。

②

世帯に「18歳以下※の児童」がいる
※平成17年4月2日生まれ以降の児童



価格高騰重点支援給付金
(7万円給付)を受給した



対象外



物価高騰対策給付金
(本給付金①)の対象世帯

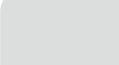
Yes



1児童あたり5万円
確認書が届きます

要返送

令和5年12月1日時点で、昭和村に住民登録がある方に確認書が届きます。



対象外



- 役場や厚生労働省が、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

昭和村役場や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、役場や沼田警察署(☎ 22-0110)、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。





【活】農道など清掃、植栽整備、用排水路の土砂上げ、枝の伐採
【増】豊年祭りを通じ農村コミュニティ強化



お知らせ 3

多面的機能支払交付金事業活動団体紹介

自然環境を守る活動をしています

▶問合せ 建設課土地調査係 ☎ 25-3421



【活】農道など清掃、植栽整備、子どもたちと看板作成
【増】鳥獣害対策で枝など伐採、電気牧柵の維持

【活】農道など清掃、植栽整備、排水路の更新
【増】鳥獣害対策で枝など伐採



農 村は、農業だけでなく、生物の生態系の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、多くの機能(多面的機能)を持つています。地域住民もこの多面的機能の恩恵を広く受けているが、地域の過疎化、高齢化などで草刈り、泥あげといった保全活動が難しくなっています。

そこで、村では地域資源の適切な保全活動に対して交付金により支援を行っています。農地周りの草刈り、泥あげなどの維持活動、花植などの共同活動、鳥獣被害防止対策や農業用施設の軽微な補修・更新などが対象となります。

※令和5年度の各団体の活動について、【活】は活動実績を、【増】は増進活動の実績を表しています。



【活】農道などの清掃、植栽整備、用水路の更新、暗渠排水の整備
【増】鳥獣害対策で枝など伐採



【活】農道など清掃、植栽整備、鳥獣害防止柵の設置
【増】鳥獣害対策で枝など伐採、鳥獣害防止柵維持



【活】農道など清掃、植栽整備、鳥獣害防止柵の設置、排水路の更新
【増】鳥獣害対策で枝など伐採



ワクチン接種のお知らせ

▶問合せ 健康福祉課健康係 ☎ 25-3285
村保健センター ☎ 24-5142

村では、ウイルスによる感染症予防のため、各種ワクチン接種や抗体検査などを無料で実施しています。自分を守り、周囲への感染を防ぐためにワクチン接種を利用しましょう。



風しん抗体検査

令和7年3月31日終了

風しんウイルスによって起こる感染症は、非常に強い感染力を持ち、発症前や無症状でも、人から人へ移ります。妊娠さんが感染すると先天性風しん症候群のお子さんが生まれるリスクが高まりますので、抗体検査を受け、ワクチン接種を利用しましょう。

- ◆対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
※当時、予防接種の対象とならなかった年代
- ◆実施期間 令和7年3月31日まで
- ◆費用 無料



キャッチャップ対象者の HPVワクチン接種

令和7年3月31日終了

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種が個別に勧める取組が差し控えられていた間に、定期接種期間を逃してしまった人を対象に行います。

- ◆キャッチャップ対象者 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性
- ◆実施期間 令和7年3月31日まで
- ◆費用 無料

<ワクチンの目的>
子宮頸がんの原因となるHPVの感染を最大で90%防ぐことができます。体調を考慮した上で接種を検討してください。



新型コロナワクチン接種

令和6年3月31日終了

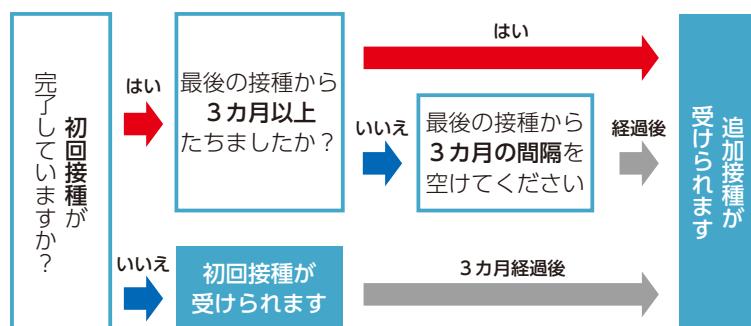
新型コロナワクチン接種の公費負担が3月31日をもって終了します。ワクチン接種をご希望の方は、お早めにご利用ください。手元に予診票がない場合はお問合せください。

◆公費負担終了日 令和6年3月31日

＜ワクチンコールセンターの廃止＞

コロナワクチン関係の問合せ先である、ワクチンコールセンターは3月7日をもって廃止しました。今後は村保健センターまたは、健康福祉課へご連絡ください。

＜接種対象となる方と接種間隔＞



住民課からのお知らせ

▶問合せ 住民課住民係 ☎ 25-3242



住所の届出は忘れずに

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険や国民年金などの資格確認や、選挙人名簿への登録など大切な手続です。入学や就職などで引っ越したら必ず手続きを行ってください。村内での住所異動や、村外から昭和村へ住所を異動する人は、新住所に住み始めてから**14日以内**に手続きをしてください。

届出に必要なもの

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・その他(印鑑登録証、国民健康保険証、福祉医療費受給資格者証など)
- ◎マイナンバーカードをお持ちの方は、転入・転居の際には必ずお持ちください。
- ◎代理人による届出の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要になります。
- ◎正当な理由なく住民票の異動届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

転出届はオンラインでも届出可能

転出届は、マイナンバーカードを使ってオンラインで行うこともできます。詳しくはデジタル庁ホームページやマイナポータルサイトをご覧ください。



デジタル庁



マイナポータル

マイナンバーカードを取得しましょう

マイナンバーカードにはこんなメリットが

- ◆マイナンバーを証明する本人確認書類として使えます。
- ◆マイナンバーカードに対応している医療機関で、保険証(被保険者証)として使用できます。
- ◆スマートフォンやパソコンなどで、オンライン確定申告ができたり、ねんきんネットで年金情報の確認ができます。

交付申請書を確認しましょう

通知カードや交付申請書をお持ちの方は、オンライン申請が可能です。お手元にない場合はお問合せください。

申請済みの方は、早めに受け取りましょう



戸籍証明書などの請求が便利になります

本籍地で取得する必要があった戸籍の証明書が、令和6年3月1日から、最寄りの市町村窓口で請求できるようになりました。本人の戸籍証明書だけではなく、夫または妻(配偶者)、父母、祖父母など(直系尊属)、子、孫など(直系卑属)の戸籍証明書も請求できます。

交付制度のポイント

- ・市町村の窓口で直接請求する必要があります。(郵送や代理人による請求はできません)
- ・顔写真付きの身分証の提示が必要です。
- ・コンピュータ化されていないなど一部受けられない戸籍除籍証明がりますのでご承知ください。